

# 參考資料

# 資料 1 町の防災組織の定める活動計画（例）

※消防庁発行「自主防災組織の手引」から抜粋

※町の防災組織で活動計画を作成していただく際の参考としてください。

ただし、ここに掲載するのはあくまで一例ですので、地域で協議して地域の実情にあったものを作成することが大切です。

## 〇〇町自主防災組織 活動計画

### 1 目的

この計画は、〇〇町自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

### 2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 避難に関すること。
- (7) 出火防止、初期消火に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 災害時要援護者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

### 3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため次のとおり防災組織を編成する。

編成班名	日常の役割	災害時の役割
総務班	全体調整 他機関との連絡調整 災害時要援護者の把握	全体調整 他機関との連絡調整 被害・避難状況の全体把握
情報班	情報の収集・伝達 広報活動	状況把握 報告活動
消火班	器具点検 防火広報	初期消火活動
救出・救護班	資機材調達・整備	負傷者等の救出 救護活動
避難誘導班	避難路(所)・標識点検	住民の避難誘導活動
給食・給水班	器具の点検	水、食料等の配分 炊き出し等の給食・給水活動

## 4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

### (1) 普及・啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、風水害等についての知識（初動対応含む）に関すること。
- ③ 家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
- ④ 家庭における食糧等の備蓄に関すること。
- ⑤ その他防災に関すること。

### (2) 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

- ① 広報誌、インターネット、パンフレット、ポスター等の配布
- ② 座談会、講演会、映画会等の開催
- ③ パネル等の展示

### (3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

## 5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

### (1) 把握事項

把握事項は次のとおりとする。

- ① 危険地域、区域等
- ② 地域の防災施設、設備
- ③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承
- ④ 大規模災害時の消防活動

### (2) 把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

- ① 市町村地域防災計画
- ② 座談会、講演会、研修会等の開催
- ③ 災害記録の編纂

## 6 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行いようとするため、次により防災訓練を実施する。

### (1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

### (2) 個別訓練の種類

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練

- ③ 救出・救護訓練
- ④ 避難訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ その他の訓練
- (3) 総合訓練
 

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。
- (4) 体験イベント型訓練として
 

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。
- (5) 図上訓練
 

実際の災害活動に備えるために行うものとする。
- (6) 訓練実施計画
 

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。
- (7) 訓練の時期及び回数
  - ① 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。
  - ② 訓練は、総合訓練にあっては年〇回以上、個別訓練等にあっては随時実施する。

## 7 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

- (1) 情報の収集・伝達
 

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関および報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。
- (2) 情報の収集・伝達の方法
 

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、インターネット、有線放送、携帯無線機、伝令等による。

## 8 出火防止及び初期消火

- (1) 出火防止
 

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月〇日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

  - ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
  - ② 可燃性危険物品等の保管状況
  - ③ 消火器等消火用資機材の整備状況
  - ④ その他建物等の危険箇所の状況
- (2) 初期消火対策
 

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火用資機材を配備する。

  - ① 可搬式（小型）動力ポンプの防火水槽付近への配備
  - ② 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

## 9 救出・救護

### (1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

### (2) 医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、次の医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

- ① ○○町○○病院
- ② ○○町○○診療所
- ③ ○○町○○保健所

### (3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

## 10 避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

### (1) 避難誘導の指示

○○市区町村長の避難指示がでたとき又は、自主防災会会長が必要であると認めたときは、自主防災会会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

### (2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を市（町村）防災計画に定められた避難場所に誘導する。

### (3) 避難経路及び避難場所

- ① ○通り、ただし○通りが通行不能の場合は△通り
- ② ○○公園又は○○学校

### (4) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、○○市区町村役場の要請により協力するものとする。

## 11 給食・給水

避難地等における給食・給水は、次により行う。

### (1) 給食の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から配布された食糧、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食糧等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

### (2) 給水の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

### 13 災害時要援護者対策

#### (1) 災害時要援護者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者台帳・マップ等を作成し、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合っ  
て定期的に更新する。

#### (2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討  
し訓練等に反映させる。

### 13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と  
連携を図るものとする。

### 14 防災資機材等

防災資機材等の整備及び管理に関しては、次により行う。

#### (1) 配備計画

(※ 配備計画例一図参照)

#### (2) 定期点検

毎年〇月第〇〇曜日を全資機材の点検日とする。

目的	防災資機材
①情報収集・ 伝達用	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、 模造紙、メモ帳、油性マジック（安否・被害状況等、情報収集・提供 の際に用いる筆記用具として）等
②初期消火用	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、簡易防火水槽、ホース、スタン ドパイプ、格納器具一式、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、 水バケツ、防火井戸 等
③水防用	救命ボート、救命胴衣、防水シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、 ロープ、かけや、くい、土のう袋、ゴム手袋 等
④救出用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハン マー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェーンブロック、 油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、防煙・防塵マスク 等
⑤救護用	担架、救急箱、テント、毛布、シート、簡易ベッド 等
⑥避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、 簡易トイレ、寝袋、組み立て式シャワー 等
⑦給食・給水用	炊飯装置、鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク、緊急用ろ水装置、 飲料用水槽 等
⑧訓練・ 防災教育用	模擬消火訓練装置、放送機器、119番訓練装置、組み立て式水槽、煙霧機、 視聴覚機器（ビデオ・映写機等）、火災実験装置、訓練用消火器、心肺 蘇生用訓練人形、住宅用訓練火災警報器 等
⑨その他	簡易資機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器、除雪機 等

## 資料 2 津波発生時における施設等の提供協力に関する協定書（例）

〇〇自治会町内会（以下「甲」という。）及び●●マンション（以下「乙」という。）は、津波発生時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、津波発生時又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要が生じたとき、津波から避難する者（以下「津波避難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、迅速な避難を支援するため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（津波避難者の受入）

第2条 乙は、津波に関する情報等の取得に努め、津波警報又は、大津波警報が発表されたとき、又は横浜市が避難指示を発したときは、地域住民等の要請、又は自己判断により津波避難者を乙の管理する施設の津波からの避難に適する場所への受け入れを開始するものとする。

2 津波避難者の受け入れは、津波警報、大津波警報又は避難支持等が解除された時点で終了するものとする。

3 乙は、津波避難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲及び●区役所に報告するものとする。

4 甲は、第2項の規定により津波避難者の受け入れが終了した後において、なお施設から退去しない津波避難者がいるときは、乙と協力し津波避難者の退去を行うものとする。

（津波避難者を受け入れる施設及びその範囲等）

第3条 津波避難者を受け入れる施設（以下「津波避難施設」という。）の範囲等は、次のとおりとする。

施設名称	
所在地	横浜市●区
使用範囲	(例) 3階から5階までの共用通路部分、屋上
収容人数	(例) 約100名
避難通路	(例) 施設東側階段
入 口	(例) 施設東側階段

（経費の負担）

第4条 人道的な立場から津波避難者に対して無償で提供した避難場所や食事等の経費は、原則として乙が負担する。ただし、法令並びにその他特段の定めのあるものに基づき自治体等から支払、補助等がある場合はこの限りではない。

(損傷等の費用負担)

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る負担については、甲乙協議により決定するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定は、平成 年 月 日から甲又は乙からの申し出に基づき甲、乙協議の上、この協定を解除することとする日までその効力を有するものとする。

(協議)

第7条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 横浜市●区  
○○自治会町内会  
会長 △△ □□

乙 横浜市●区●○丁目 番地 号  
●●マンション  
管理組合理事長 ■■ ▼▼



**まちの安心・安全につながる  
横浜の「減災」アイデア集  
まちの防災組織 活動事例集**

発行 平成 28 年 3 月

発行者 横浜市総務局危機管理室

〒 231-0017

横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

電話：045（671）2012 FAX：045（641）1677

編集協力 NPO 法人 横浜プランナーズネットワーク



